



「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」 開催のご案内

新発田労働基準協会

平成31年2月1日施行の改正労働安全衛生規則により「高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところ（以後★と称す）において、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」が、特別教育の対象業務に追加されました。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下記3. I～Vの科目（学科4.5時間、実技1.5時間を受講する必要があります。例外として下記（受講を省略できる条件）の場合は、一部の科目を省略することができます。

つきましては、労働安全衛生規則第36条、安全衛生特別教育規程第24条に掲げる標記特別教育を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 受講を省略（科目）できる条件（施行通達（平成30年6月22日基発0622第1号））
 - ①上記（★）の場所で、フルハーネス型を用いて行う作業に6ヵ月以上従事した経験を有した者は、科目のI、II、Vを省略できます。
 - ②（★）の場所で、胴ベルト型を用いて行う作業に6ヵ月以上従事した経験を有した者は、科目のIを省略できます。
 - ③ロープ高所作業特別教育修了者または足場の組立て等特別教育修了者は、科目のIIIを省略できます。

（注）①②は、事業主の証明が必要 ③は、修了証のコピーを添付

2. 開催日、会場

日 時	会 場	定 員
4月16日（火） 9時～16時	胎内市産業文化会館 （胎内市新和町2番5号 Tel 0254-43-2330）	30名

※当日の受付は、開始20分前より行います。

3. 講習科目（学科／実技）

I 作業に関する知識	1時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	1時間
IV 関係法令	30分
V 実技（墜落制止用器具の使用方法等）	90分

4. 受講料（修了試験は、全科目範囲となりますので、全科目の受講をお勧めします。）

●全科目受講者	8,000円（非会員10,000円）	} いずれもテキスト代込み、消費税を含む
① I、II、Vの省略者	5,000円（非会員6,000円）	
② Iの省略者	7,000円（非会員8,000円）	
③ IIIの省略者	7,000円（非会員8,000円）	

5. 申込み方法

申込書に記入の上、FAX 又は郵送等で4月8日(月)迄にお申込みください。
 なお、受講料は、銀行振込（銀行振込受領証のコピーを添付）又は事務局に現金持参
 をお願いいたします。（原則前納をお願いしております。）

- 胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）
- 新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）
- 銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No.1056361

6. その他

- (1) 所定の課程を修了した方には、修了証を交付いたします。
- (2) 筆記用具、昼食（外食可）を持参し、実技では作業靴を履いてください。
- (3) 可能な限り、現在使用のフルハーネス型墜落制止用器具を持参ください（実技で使用）。

..... このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」受講申込書

協会員 非協会員（該当に✓を付して下さい）

※ フルハーネスを持参できますか？（可・否）

※受付番号 (記入不要)	受講者氏名 (フリガナ)	生年月日 (元号を○で囲む)	受講区分 (○で囲む)
	()	昭和 年 月 日 平成	全科目 ① ② ③
事業場名	TEL FAX		
所在地	〒		
当該業務の 従事経験 (前記★印の場 所)	(該当にレを付して下さい) <input type="checkbox"/> フルハーネス型を用いて行う作業に6ヵ月以上従事した <input type="checkbox"/> 胴ベルト型を用いて行う作業に6ヵ月以上従事した ※ 従事した期間を記入(令和 年 月 ~ 令和 年 月)		
事業主証明欄	上記の従事経験に間違いないことを証明します。 事業場名 代表者職/氏名 (印) 所在地 〒 連絡先 (TEL FAX)		

※ 受講者様が複数名おられる場合は、申込書をコピーしてください(一人一枚です)。
 (該当にレを付して下さい)

受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

事務局に現金持参します。(来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行